

耐震診断・耐震補強をして地震に強い住宅にしましょう

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

平成23年3月に発生した「東日本大震災」「長野県北部地震」は、私たちの記憶に新しく、今後想定される地震災害は富士見町防災計画に示されたとおり、「糸魚川―静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8.0」とされ建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、耐震性能の向上と今後予想される地震災害に対し、町民の生命・財産を守ることを目的とし実施しています。

耐震改修事業の対象となる住宅（昭和56年5月31日以前に着工のもの）

※昭和56年（1981）に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

【耐震診断（無料）】

※診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事（補助あり）※対象工事費の1/2：限度額60万円



平成7年（1995）1月17日の阪神・淡路大震災では、10万棟を超える家屋が全壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。

富士見町住宅リフォーム補助金のご案内

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

町では、町民の方が住宅リフォームを行う際に、費用の一部を補助しています。身近なリフォームにぜひご利用ください。

【補助対象者】 ①町内に住民登録され、居住しているまたは居住しようとする方。
（ただし、補助金実績報告時に住民登録されている場合）

②町税等を滞納していない方。

【補助金交付の条件】 火災報知機等を諏訪広域連合火災予防条例に定める基準に従い設置すること。

【対象住宅】 対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅部分。

【補助対象工事】 平成27年3月までに完了する工事で、工事に要する費用が10万円以上、施工業者は町内業者に限ります。

【補助金額】 補助対象工事費の10%で千円未満は切捨てで、上限は10万円です。

【申込み手続き】 補助金を受けるには、**リフォーム工事施工前**に富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書を提出してください。



第32回富士見町生活展ブース出展団体募集

町民が住みやすい地域づくりを目指し、生活に関する様々な地域情報発信の場を提供する「第32回富士見町生活展」を開催するにあたり、ブース出展団体を募集します。

省エネ活動やエコ活動などの取り組み、災害や防災に関連した取り組みなど、環境負荷の軽減、安心・安全意識の醸成、絆・世代間交流の確認、節約、くらしの知恵・工夫など、さまざまな情報の発信、受信を意識した生活スタイルを見直す提案をしていただける団体を募集します。

◇日時 11月16日（日）午前9時30分～午後1時

◇会場 富士見町町民センター

◇募集内容 消費生活・食生活・福祉・環境・健康・防災・まちづくりなどの分野で地域活動されている団体・NPO・ボランティア団体・サークル・企業等の団体

◇申込方法 第32回富士見町生活展【出展参加団体申込書】を9月10日（水）までに生活展実行委員会まで提出してください。申込書の請求は事務局へお願いします。

問 第32回富士見町生活展実行委員会 事務局：住民福祉課住民係

☎0266-62-9112 FAX0266-61-2073 E-mail:jumin@town.fujimi.lg.jp